

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、消費者の安全・安心を図る観点から、医業類似行為等による事故に対する関係府省における被害防止対策の実施状況、都道府県及び市区町村(以下「都道府県等」という。)における取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

消費者庁、厚生労働省、国家公安委員会(警察庁)、総務省

#### (2) 関連調査等対象機関

独立行政法人国民生活センター、都道府県(12)、都道府県公安委員会(都道府県警察)(19)、市町村(24)、特別区(4)、一部事務組合(1)、事業者(医業類似行為等を業とする民間事業者)(5)

(※) 調査対象とした都道府県等の詳細は次頁参照

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 2事務所(新潟、石川)

### 4 実施時期

平成30年3月～令和2年11月

調査対象とした都道府県等一覧

区分	都道府県等	消費者行政 担当部局	衛生担当部局		都道府県警察	消防機関
			本庁 (注3)	保健所 (注3)		
都道府県	北海道	○	○	○	○	—
	宮城県	○	○	○	○	—
	福島県	○	○	○	○	—
	埼玉県				○	—
	千葉県				○	—
	東京都	○			○	○ (注4)
	神奈川県				○	—
	新潟県	○	○	○	○	—
	石川県	○			○	—
	静岡県				○	—
	愛知県	○	○	○	○	—
	大阪府	○	○	○	○	—
	兵庫県				○	—
	岡山県	○	○	○	○	—
	広島県				○	—
	香川県	○	○	○	○	—
	徳島県	○	○	○	○	—
	福岡県	○	○	○	○	—
	熊本県				○	—
市町村	札幌市	○		○	—	○
	旭川市				—	○
	仙台市	○	○	○	—	○
	いわき市				—	○
	さいたま市	○		○	—	
	千葉市	○		○	—	○
	横浜市	○			—	○
	川崎市				—	○
	新潟市	○		○	—	○
	金沢市	○		○	—	○
	静岡市	○		○	—	○
	名古屋市	○	○	○	—	○
	大阪市	○		○	—	○
	神戸市	○		○	—	○
	西宮市	○		○	—	
	姫路市	○		○	—	
	岡山市			○	—	
	広島市	○		○	—	○
	福山市	○		○	—	○ (注4)
	高松市	○		○	—	○
	徳島市				—	○
	福岡市	○	○	○	—	○
	北九州市	○	○	○	—	○
熊本市	○		○	—		
特別区	新宿区	○		○	—	—
	世田谷区	○			—	—
	渋谷区			○	—	—
	杉並区	○		○	—	—
調査対象数		34 (35)	14	32	19	20

(注) 1 調査対象とした都道府県等の機関・部局に「○」を付した。

2 ( ) 内は、消費生活センターの数を指す。

なお、消費生活センターは、消費者行政担当部局を調査対象とした都道府県等において原則1か所ずつ選定しているが、さいたま市のみ2か所を選定している。

3 「本庁」は企画調整部門を指し、「保健所」には支所や保健福祉センターを含む。

4 東京都は東京消防庁、福山市は福山地区消防組合消防局（一部事務組合）を指す。